

令和2年第6回（定例会）吉備中央町議会会議録（1日目）

1. 令和2年11月30日 午前 9時30分 開会

2. 令和2年11月30日 午前11時28分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	成田賢一	2番	山本洋平
3番	石井壽富	4番	渡邊順子
5番	山崎誠	6番	加藤高志
7番	河上真智子	8番	黒田員米
9番	日名義人	10番	丸山節夫
11番	西山宗弘	12番	難波武志

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

3番	石井壽富	4番	渡邊順子
----	------	----	------

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	杉原宏典	書記	堀恵子
--------	------	----	-----

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
会計管理者	石田卓己	総務課長	大木一恵
税務課長	亀山勝則	企画課長	片岡昭彦
協働推進課長	河内啓一郎	住民課長	小谷条治
福祉課長	奥野充之	保健課長	石井瑞枝
子育て推進課長	石井純子	農林課長	山口文亮
建設課長	岡本一志	水道課長	高見知之
教委事務局長	富士本里美	定住促進課長	岸本久夫

10. 議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名について

日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		仮議長の選任を議長に委任することについて
日程第 5	議案第 7 1 号	吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 7 2 号	吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 7 3 号	吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 7 4 号	吉備中央町議会議員及び吉備中央町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について
日程第 9	議案第 7 5 号	吉備中央町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 0	議案第 7 6 号	吉備中央町立学校設置条例の一部を改正する条例について
日程第 1 1	議案第 7 7 号	吉備中央町保育所条例の一部を改正する条例について
日程第 1 2	議案第 7 8 号	財産の取得につき議会の議決を求めることについて
日程第 1 3	議案第 7 9 号	工事請負契約の締結について
日程第 1 4	議案第 8 0 号	令和 2 年度吉備中央町一般会計補正予算について
日程第 1 5	議案第 8 1 号	令和 2 年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 1 6	議案第 8 2 号	令和 2 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について
日程第 1 7	議案第 8 3 号	令和 2 年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 1 8	議案第 8 4 号	令和 2 年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について
日程第 1 9	議案第 8 5 号	令和 2 年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について

いて

日程第20 要望第 1号 要望書受理について

11. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案第71号	吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第72号	吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を改正する条例について	可決
議案第73号	吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第74号	吉備中央町議会議員及び吉備中央町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について	
議案第75号	吉備中央町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第76号	吉備中央町立学校設置条例の一部を改正する条例について	
議案第77号	吉備中央町保育所条例の一部を改正する条例について	
議案第78号	財産の取得につき議会の議決を求めることについて	
議案第79号	工事請負契約の締結について	
議案第80号	令和2年度吉備中央町一般会計補正予算について	
議案第81号	令和2年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について	
議案第82号	令和2年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について	
議案第83号	令和2年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について	
議案第84号	令和2年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について	
議案第85号	令和2年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について	
要望第 1号	要望書受理について	付託

午前 9時30分 開 会

○議長（難波武志君）

おはようございます。

今朝は、非常に寒い朝というふうなことで、本当に冷たい感じはしたわけですが、いよいよ明日からは12月ということで、やはり暖かかった11月、秋も本当に終わって冬が来たなという感じではないかと思えます。明日からの師走、何かとお忙しい日々を送られるんでないかと思えますけれども、それに合わせまして今年一年は、本当にコロナに振り回された一年ではないかと思えます。そうした中で、春の段階では夏頃には、夏の段階では秋頃には収束をとというふうな思いもあったわけですが、春の第1波、夏の第2波、そして秋の第3と、一向に収束どころかどんどん拡大をしている、感染が広がっているという状況が続いております。

幸いにして、吉備中央町ではまだ感染者も出てはないようでございますけれども、いつ何ときこのような状況が出てくるんじゃないかと思えます。やはり、日頃皆さん方も、あるいは町民の皆さん全員が消毒に、あるいは換気に、あるいは3密を避けるためにと、いろいろな対策を講じていかなければいけないと思えます。そして、そろって皆で新しい年を迎えたいと思えます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第6回吉備中央町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

会議中の広報担当及び吉備ケーブルテレビの撮影許可をしていますので、報告します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番、石井壽富君、4番、渡教順子君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日11月30日から12月18日までの19日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月18日までの19日間と決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、諸般の報告を行います。

9月18日、ふるさと米の出発式が庁舎前で行われました。非常に、全国各地からの多くの納税者ということで、ふるさと米も多くの皆さん方に吉備中央町のおいしいお米を配布したところでございます。

10月28日、令和2年第5回吉備中央町議会臨時会が行われました。選挙後最初の議会ということで、それぞれ緊張した思いの中での臨時会で行われました。

10月30日、第4回吉備高原都市スーパーシティプロジェクト会議、続いて吉備高原イノベーションヒルズ協議会の定例会が行われました。吉備中央町そして吉備高原都市の未来を大きく開いていくすばらしい取組ということで、本当に町民はもとより、岡山県の多くの方々から期待を寄せられているところでございます。

11月18日、地域おこし協力隊の報告会が行われました。いろいろ協力隊の取組について認識を新たにしたところでございます。

その他は、お手元に配付しておりますので、御覧ください。

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、仮議長の選任を議長に委任することについてを議題とします。

お諮りします。

地方自治法第106条第3項の規定により、議長の任期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、議長の任期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、議案第71号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

皆さん、おはようございます。

早いもので今年も明日で師走を迎え、残すところあと一か月となりました。本日は、第6回定例議会をお願い申し上げましたところ、議会の皆さん全員の出席を賜りまして開催できますこと、誠にうれしく思う次第でございます。

今回の定例会につきましては、9月に町長、町議選がありまして最初の定例会でございます。議員の皆様方におかれましては、顔ぶれも変わり、委員構成も大きく変わっての議会でございます。そうした意味では、大変新鮮味のあるはつらつとした議会になればと思っております。いずれにいたしましても、町のため、町民のため共に頑張っていきたいと強く願っております。

議案の御説明の前に少しこの1年を振り返ってみますと、何といたしましても世界中の多くの方が想像にもしていなかった新型コロナウイルスによる世界的パンデミックであります。この感染につきましては、収束する兆しさもなく、今なお世界中で広がっております。日本におきましても、第3波と見られる感染の広がりを見せております。これから本格的な冬になり、より一層新しい生活様式を徹底し、感染予防に努めなければなりません。ここで少し明るい光は、外国におきまして有効なワクチンが開発されたとの情報もありますので、早期に安全が認証されまして、実施に移されることを期待するばかりでございます。

ところで、当初予算の実行につきましては、皆さんの御理解のもと編成をさせていただきまして、執行していく中で課題はまだまだ山積するものの、おおむね順調に行政運営ができましたことを厚くお礼を申し上げます。中でも、先ほど議長が諸般の報告でございました、米作り農家の応援事業に取り組んできましたが、そのふるさと米につきましては、

全国の多くの方からふるさと納税をしていただき、吉備中央町の美味しいお米を送ると共に、知名度アップを図ることができたのではなかろうかと思っております。これもひとえに農家の皆さんの御協力のたまものでございます。

また、脆弱な町の財源確保にと事業展開をしております太陽光発電につきましても、今年には直撃をするような台風もなく、順調に発電ができております。予想を超える収入を得ることができると思っております。

そうした中で、一億総活躍社会の実現に向けた地方創生のさらなる推進につきましても、高齢化と少子化の急速な同時進行により多くの困難に直面をしておりますが、自ら知恵を絞り、人口減少の克服と地域の活性化に資するよう、住民と共に一体となって地方創生に向けた取組を現在しているところでございます。町が進める地方創生の取組は、政府が以前言いました新3本の矢、希望を生み出す強い経済、夢をつぐむ子育て支援、安心につながる社会保障の推進、すなわち総活躍社会の実現につながるものでございます。

また、ここに来て新型コロナ感染でもより一層明らかになったことは、東京一極集中の弊害であります。そして、その是正は国土の災害対応力の強化、エネルギーの効率利用等の観点からもそうですし、多くのリスクを軽減する上でも重要な課題であることが多く国民に認識をされたところでございます。人、物、金の都市部から地方に流れを変える、そのために政府機能の移転、企業の本社移転など、引き続き積極的に声を出さなければいけないと思っております。

いずれにいたしましても、中山間地域を取り巻く環境は大変厳しいことには変わりはありませんが、今が大変重要な時期だと私は認識をしております。町といたしましても、新しい発想と知恵を出した継続的な取組が必要と考えております。現在、新年度予算の編成中でもありますので、その中にもそのような取組内容を反映していきたいと考えております。

なお、ただいま上程されました議案第71号の条例改正の外、今回多くの議案をお願いするようになっております。具体的な内容につきましては、この後担当課長が御説明をいたします。

それでは、よろしく御審議をいただきまして、適切な御決定を賜りたく考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、議案第71号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

議案第71号について説明いたします。

吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の提案理由につきましては、議会議員の期末手当については、国における指定職職員の手当の改定を参考に支給月数を改定してきたところであり、令和2年の人事院勧告において指定職職員の手当が引下げられることに伴い、同様に改正するものです。

次のページをお開きください。

吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

また、第2条においても同様ですが、それぞれ第5条第2項の期末手当の支給割合を改正しています。

改正内容につきましては、別添参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

参考資料の1ページをお開きください。

〔参考資料朗読説明〕

説明は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第71号、吉備中央町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第6、議案第72号、吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

議案第72号について説明いたします。

吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を改正する条例について。吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の提案理由につきましては、特別職の国家公務員の給与が人事院勧告により改定されるため、国に準じて改正するものです。

次のページをお開きください。

吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を改正する条例。

第1条、吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項ただし書を改正します。

また、第2条も同様に第4条第3項ただし書を改正します。

改正内容につきましては、別添参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

参考資料の3ページをお開きください。

[参考資料朗読説明]

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

[「なし」の声]

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、議案第72号、吉備中央町特別職の職員で常勤のもの諸給与条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第7、議案第73号、吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

議案第73号について説明いたします。

吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の提案理由につきましては、人事院勧告及び国家公務員の給与改定を踏まえ、職員の給与改定を行うものです。

次のページをお開きください。

吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例も施行日と経過措置の関係から2段階に分けて第1条と第2条で改正します。

第2条、吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条の改正内容につきましては、別点参考資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

参考資料の5ページをお開きください。

[参考資料朗読説明]

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

9番、日名義人君。

○9番（日名義人君）

すみません。総務産業常任委員会のほうには報告があったようなんですが、全体で287万円ほど出るということですが、これ1人当たりだったらどのくらいになるのかなということ。いずれにしても、そんなに大きな金額じゃないかと思うんですが、もともと人勸は官民格差が5%以内だったら必ずしも勧告しなければならんということではない、余裕も持ってたと思うんですが、にもかかわらず、今回こういうことで、一体そのことが職員一人一人にはどのくらいの影響があるのかなと、出るのかなという、これも気掛かりの一つですので、状況が状況だけに聞かせてほしいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

9番、日名議員の御質問にお答えします。

1人当たりの減額は約1万5,000円になる予定です。

以上でございます。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

賛成多数です。したがって、議案第73号、吉備中央町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第8、議案第74号、吉備中央町議会議員及び吉備中央町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

議案第74号について説明いたします。

吉備中央町議会議員及び吉備中央町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について。吉備中央町議会議員及び吉備中央町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を別紙のとおり定める。令和2年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の提案理由につきましては、令和2年6月12日に公布された公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年12月12日に施行されることに伴い、従前まで選挙公営の

対象となっていなかった町村議会議員選挙及び町長選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成について、町が条例を定めることにより選挙公営の対象となることから、新たに条例を制定するものです。

選挙公営とは、候補者の負担の軽減を図り、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として国や地方公共団体が選挙運動の費用の一部を負担する制度です。

[議案朗読説明]

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第9、議案第75号、吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

議案第75号について説明いたします。

吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に対し、地方自治法の規定振りに準じた表記とするため、条例の一部を改正するものです。

次のページをお開きください。

吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

吉備中央町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、参考資料で説明させていただきます。

参考資料の7ページをお開きください。

[参考資料朗読説明]

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第10、議案第76号、吉備中央町立学校設置条例の一部を改正する条例についてから日程第11、議案第77号、吉備中央町保育所条例の一部を改正する条例についてまで条例改正案2件を一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

石井子育て推進課長。

○子育て推進課長（石井純子君）

それでは、議案第76号について説明いたします。

吉備中央町立学校設置条例の一部を改正する条例について。吉備中央町立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

次のページをお開きください。

吉備中央町立学校設置条例の一部を改正する条例。

吉備中央町立学校設置条例の一部を次のように改正する。

この条例改正は、今年度4月から休園になっている津賀幼稚園を閉園させていただくもので、現在、津賀児童クラブが利用しています。

それでは、改正条文を説明させていただきますが、説明に当たっては、参考資料の新旧対照表をもって説明させていただきます。

参考資料の8ページをお開きください。

[参考資料朗読説明]

次のページをお開きください。

続きまして、議案第77号を説明いたします。

吉備中央町保育所条例の一部を改正する条例について。吉備中央町保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和2年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

次のページをお開きください。

吉備中央町保育所条例の一部を改正する条例。

吉備中央町保育所条例の一部を次のように改正する。

この条例改正は、吉川保育園と下竹荘保育園、北保育園を閉園させていただくものです。閉園に当たっては、吉川保育園と下竹荘保育園の園児数減少によるもので、保護者の皆様に現在の状況、今後の運営などについて説明させていただき、要望、意見等をお聞きしながら、意見交換会を実施し協議してまいりました。自治会長などの方にも現状や経緯などを説明させていただきました。その中で御理解をいただき、御了承くださいました。

また、北保育園につきましては、平成20年4月から休園になっており、現在、子供広場として利用しております。

それでは、改正条文を説明させていただきますので、参考資料の9ページをお開きください。

〔参考資料朗読説明〕

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第12、議案第78号、財産の取得につき議会の議決を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

議案第78号について説明いたします。

財産の取得につき議会の議決を求めることについて。

令和2年10月27日、一般競争入札に付した避難時防災セットの購入について、地方自治法第96条第1項第8号並びに吉備中央町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記として、1、購入の目的、避難時防災セット4,800セット。2、購入の方法、一般競争入札。3、購入金額、金4,646万4,000円。4、購入の相手方、岡山市北

区今保570番地、東洋ポンプ株式会社代表取締役岩井隆太郎。令和2年11月30日提出。吉備中央町長山本雅則。

この避難時防災セットは、災害時に持ち出せる非常用で、多機能型ラジオライトやアルミシートのほか新型コロナウイルス対応のマスク、消毒液、体温計などが入ります。町内の一般世帯を対象に配布する予定です。

なお、入札につきましては、入札者3者により行っています。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第13、議案第79号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、議案第79号について説明いたします。

工事請負契約の締結につき議会の議決を求めることについて。

令和2年11月12日、簡易公募型プロポーザルに付したエコセンター堆肥化施設原料等攪拌装置工事について、地方自治法第96条第1項第5号並びに吉備中央町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

記といたしまして、1、工事名、エコセンター堆肥化施設原料等攪拌装置工事。2、審査方法、簡易公募型プロポーザル。3、請負代金額、金5,060万円。4、工事受注者、岡山県高梁市落合町阿部2327番地、株式会社タイガーマシン製作所代表取締役北原哲五郎。令和11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

このエコセンター堆肥化施設原料等攪拌装置工事は、畜産排せつ物、副資材の攪拌を装置により処理するもので、労力、時間、費用の削減をするため実施するものです。

なお、簡易公募型プロポーザルにつきましては、2者から参加し、審査を行っております。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。



○議長（難波武志君）

提案理由の説明の途中ですが、ただいまから10時35分まで休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第14、議案第80号、令和2年度吉備中央町一般会計補正予算についてから日程第19、議案第85号、令和2年度吉備中央町下水道事業会計補正予算についてまで補正予算案6件を一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を順次求めます。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

議案第80号について説明いたします。

令和2年度吉備中央町一般会計補正予算について。令和2年度吉備中央町一般会計補正予算を別紙のとおり定める。令和2年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

石井保健課長。

○保健課長（石井瑞枝君）

議案第81号について説明いたします。

令和2年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について。令和2年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和2年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

議案第82号について説明いたします。

令和2年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について。令和2年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和2年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

石井保健課長。

○保健課長（石井瑞枝君）

議案第83号について説明いたします。

令和2年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和2年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和2年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

高見水道課長。

○水道課長（高見知之君）

それでは、議案第84号について御説明申し上げます。

令和2年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について。令和2年度吉備中央町上水道事業会計補正予算を別紙のとおり定める。令和2年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、議案第85号について御説明申し上げます。

令和2年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について。令和2年度吉備中央町下水道事業会計補正予算を別紙のとおり定める。令和2年11月30日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づいて説明〕

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第20、要望第1号、要望書受理についてを議題とします。

事務局より朗読させます。

○議会事務局長（杉原宏典君）〔要望第1号朗読〕

○議長（難波武志君）

ただいま要望について朗読しましたが、これに対し、御意見、御質疑はありませんか。

10番、丸山節夫君。

○10番（丸山節夫君）

今回提出されております要望書の内容につきましては、地域住民の皆さんはもとより、町の医療の面からいたしましても非常に重要であると考えます。つきましては、所管の民生教育常任委員会へ付託し、慎重審議すべく議長にお取り計らいいただきますようお願いをいたします。

ほかに御意見、御質疑ありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

御意見、御質疑なしと認めます。

これで意見、質疑を終わります。

お諮りします。

本要望については、民生教育常任委員会へ付託し、審査することについて採択したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本要望については、民生教育常任委員会へ付託し、審査することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、本要望については民生教育常任委員会へ付託し、審査することに決定しました。

それでは、先ほど説明がありました補正予算についての訂正がありますので、説明をお願いします。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

先ほど議案第80号、一般会計補正予算の説明において、説明の修正をお願いをいたします。

一般会計補正予算ページ16ページでございます。

16ページ、歳出でございます。上から3段目、財産管理費、工事請負費の修正です。工事請負費300万円、施設改修工事として説明いたしましたが、これは町有財産のニューサイエンス館の改修の工事と説明いたしましたが、町有財産の施設改修工事でございます。訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

以上で説明を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日12月1日から12月13日までの13日間休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、明日12月1日から12月13日までの13日間休会とすることに決定しました。

本日はこれにて散会とします。

御苦労さまでした。

午前11時28分 閉 議